

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

セルフメディケーション税制

ー医療費控除の特例ー

平成29年1月1日よりセルフメディケーション税制（自主服薬税制）がスタートしました。

<背景>

軽度な体の不調については、自宅で市販薬を服用して自ら治療する「セルフメディケーション」を推進するのが導入の趣旨で、急増する国の社会保障費の歳出抑制に向けた改革の1つです。

きちんと健康診断などを受けている人が、特定成分を含む市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。

従来の医療費控除制度の概要は以下のとおりです。

- ・ 毎年1月1日～12月31日の1年間に自己負担した医療費が、自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額）」を超えた場合、確定申告することで、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度
- ・ 保険金などで補填された場合はその金額を差引く
- ・ 治療のために購入したOTC医薬品（医師の処方箋がなくてもドラッグストアなどの店頭で買える医薬品。一般用医薬品。大衆薬。）の代金もこの医療費控除制度の対象

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が追加施行されています。

<目的>

処方箋による医薬品からOTC医薬品への代替促進

<要件>

- ・ 2017年1月1日から2021年12月31日迄の5年間
- ・ 所得税、住民税を納めている人が対象
- ・ 健康診断や予防接種など健康増進へ取り組みをしている人が対象
- ・ 医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」が対象
(対象となるOTC医薬品の品目名は、数ヶ月に一度厚生労働省ホームページに更新掲載)
- ・ 自分と扶養家族の分を合わせて購入額が12,000円を超えた場合、超えた部分を所得控除（但し、上限88,000円）
- ・ 従来の医療費控除との選択適用ゆえ、確定申告する人が1年分の「医療費」と「スイッチOTC医薬品」の支出をそれぞれ集計し、その年の状況によって優位な方を選択